

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月9日

【四半期会計期間】 第209期第3四半期(自平成26年10月1日 至平成26年12月31日)

【会社名】 株式会社大分銀行

【英訳名】 THE OITA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 姫野昌治

【本店の所在の場所】 大分県大分市府内町三丁目4番1号

【電話番号】 大分(097)534 1111

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長兼収益管理室長 兒玉雅紀

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番4号(日本橋プラザビル内)  
株式会社大分銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3273 0051

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 糸永 弥

【縦覧に供する場所】 株式会社大分銀行 東京支店  
(東京都中央区日本橋二丁目3番4号)

株式会社大分銀行 福岡支店  
(福岡市博多区中洲五丁目6番20号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注)東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

		平成25年度 第3四半期 連結累計期間	平成26年度 第3四半期 連結累計期間	平成25年度
		(自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成26年 12月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)
経常収益	百万円	48,287	47,543	59,045
経常利益	百万円	14,983	13,464	14,842
四半期純利益	百万円	10,232	9,137	
当期純利益	百万円			8,271
四半期包括利益	百万円	12,285	23,315	
包括利益	百万円			7,948
純資産額	百万円	172,774	184,763	164,927
総資産額	百万円	3,019,261	3,092,353	3,006,805
1株当たり四半期純利益金額	円	61.91	57.05	
1株当たり当期純利益金額	円			50.32
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	61.82	56.49	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円			50.24
自己資本比率	%	5.56	5.82	5.33

		平成25年度第3四半期 連結会計期間	平成26年度第3四半期 連結会計期間
		(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)	(自平成26年10月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	15.94	14.29

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 1株当たり(四半期)当期純利益金額の算定における期中平均株式数については、従業員持株ESOP信託が所有する当行株式を四半期連結貸借対照表及び連結貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。
- 4 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計 - (四半期)期末新株予約権 - (四半期)期末少数株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の経常収益は、資金運用収益及び役務取引等収益は増加したものの、貸倒引当金戻入益の減少によるその他経常収益の減少により、前第3四半期連結累計期間対比7億44百万円減少し、475億43百万円となりました。

一方、経常費用は、営業経費は減少したものの、国債等債券売却損の増加によるその他業務費用の増加により、前第3四半期連結累計期間対比7億75百万円増加し、340億78百万円となりました。

この結果、経常利益は、前第3四半期連結累計期間対比15億19百万円減少し、134億64百万円となりました。四半期純利益は、経常利益の減少と負ののれん発生益の計上が無かったことにより、前第3四半期連結累計期間対比10億95百万円減少し、91億37百万円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

「銀行業」のセグメント経常収益は、前第3四半期連結累計期間対比12億26百万円減少し、402億61百万円となりました。「リース業」のセグメント経常収益は、前第3四半期連結累計期間対比2億15百万円増加し、65億3百万円となりました。また、「銀行業」のセグメント利益は、前第3四半期連結累計期間対比17億88百万円減少し、123億95百万円となりました。「リース業」のセグメント利益は、前第3四半期連結累計期間対比2億13百万円増加し、4億37百万円となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の預金及び譲渡性預金の合計残高は、個人預金と法人預金の増加により、前連結会計年度末対比651億円増加し、2兆7,299億円となりました。

貸出金残高は、事業性貸出金の増加等により、前連結会計年度末対比428億円増加し、1兆7,744億円となりました。

有価証券残高は、前連結会計年度末対比290億円増加し、1兆788億円となりました。

## 国内・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は、貸出利息を中心に224億10百万円(前第3四半期連結累計期間対比1億45百万円減)、役務取引等収支は50億61百万円(前第3四半期連結累計期間対比4億66百万円増)、その他業務収支は10億71百万円(前第3四半期連結累計期間対比12億20百万円減)となりました。

国際業務部門の資金運用収支は、有価証券利息を中心に35億94百万円(前第3四半期連結累計期間対比7億78百万円増)、役務取引等収支は23百万円(前第3四半期連結累計期間対比3百万円減)となり、その他業務収支は99百万円(前第3四半期連結累計期間対比21百万円減)となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	22,555	2,816		25,371
	当第3四半期連結累計期間	22,410	3,594		26,004
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	24,220	3,043	149	27,113
	当第3四半期連結累計期間	23,913	3,825	152	27,586
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	1,665	226	149	1,742
	当第3四半期連結累計期間	1,503	230	152	1,581
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	4,595	26		4,621
	当第3四半期連結累計期間	5,061	23		5,084
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	5,641	60		5,702
	当第3四半期連結累計期間	6,132	58		6,191
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	1,046	34		1,080
	当第3四半期連結累計期間	1,071	34		1,106
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	2,291	78		2,212
	当第3四半期連結累計期間	1,071	99		972
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	7,517	111		7,628
	当第3四半期連結累計期間	7,622	117		7,740
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	5,226	189		5,416
	当第3四半期連結累計期間	6,551	216		6,768

- (注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。以下同様であります。
- 2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第3四半期連結累計期間2百万円、当第3四半期連結累計期間2百万円)を控除して表示しております。
- 3 「相殺消去額」欄は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を記載しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は、為替業務を中心に61億32百万円となりました。役務取引等費用は個人ローン業務を中心に10億71百万円となりました。役務取引等収支は50億61百万円となりました。

国際業務部門の役務取引等収支は23百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	5,641	60	5,702
	当第3四半期連結累計期間	6,132	58	6,191
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	2,158		2,158
	当第3四半期連結累計期間	2,275		2,275
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	2,096	54	2,151
	当第3四半期連結累計期間	2,056	54	2,110
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	702		702
	当第3四半期連結累計期間	814		814
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	503		503
	当第3四半期連結累計期間	697		697
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	1,046	34	1,080
	当第3四半期連結累計期間	1,071	34	1,106
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	308	33	341
	当第3四半期連結累計期間	450	34	485
うち個人ローン業務	前第3四半期連結累計期間	456		456
	当第3四半期連結累計期間	460		460

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	2,478,665	13,193	2,491,858
	当第3四半期連結会計期間	2,517,516	13,418	2,530,935
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	1,507,730		1,507,730
	当第3四半期連結会計期間	1,559,334		1,559,334
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	950,678		950,678
	当第3四半期連結会計期間	941,595		941,595
うちその他	前第3四半期連結会計期間	20,256	13,193	33,449
	当第3四半期連結会計期間	16,585	13,418	30,004
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	207,917		207,917
	当第3四半期連結会計期間	198,980		198,980
総合計	前第3四半期連結会計期間	2,686,582	13,193	2,699,775
	当第3四半期連結会計期間	2,716,496	13,418	2,729,915

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,726,781	100.00	1,774,482	100.00
製造業	146,715	8.50	140,033	7.89
農業、林業	1,571	0.09	2,080	0.12
漁業	5,509	0.32	5,905	0.33
鉱業、採石業、砂利採取業	1,869	0.11	1,655	0.09
建設業	40,074	2.32	45,606	2.57
電気・ガス・熱供給・水道業	41,295	2.39	46,041	2.60
情報通信業	9,123	0.53	12,129	0.69
運輸業、郵便業	55,971	3.24	55,986	3.16
卸売業、小売業	163,354	9.46	164,892	9.29
金融業、保険業	72,587	4.20	82,730	4.66
不動産業、物品賃貸業	187,765	10.87	194,902	10.98
各種サービス業	184,146	10.66	194,190	10.94
地方公共団体	359,444	20.82	345,858	19.49
その他	457,355	26.49	482,472	27.19
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,726,781		1,774,482	

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	162,436,342	162,436,342	東京証券取引所 市場第1部 福岡証券取引所	単元株式数：1,000株
計	162,436,342	162,436,342		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第3四半期会計期間において、新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権付社債の内容は、次のとおりであります。

2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成26年12月18日発行）	
決議年月日	平成26年12月2日
新株予約権の数	1,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	23,923,444株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	4.18米ドル（注）2
新株予約権の行使期間	平成27年1月5日から平成31年12月4日まで（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式(単元株式数1,000株)とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は米ドル建とし、当初転換価額は、4.18米ドルとする。転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式（当行が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 3 (1) 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(2) 当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(3) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成31年12月4日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当行による本新株予約権付社債の取得の場合には、取得通知の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の組織再編等を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当行の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当行は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- 5 (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 平成31年9月19日（同日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当行普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%（0.1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日（但し、平成31年7月1日に開始する四半期に関しては、平成31年9月18日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

( ) 株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）による当行の長期発行体格付がBBB-以下である期間、( ) JCRによる当行の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は( ) JCRによる当行の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

当行が、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に定める本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

当行が組織再編等を行うにあたり、上記(注)3記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

- 6 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。



7(1) 組織再編等が生じた場合、当行は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、その時点で適用のある法律上実行可能であり、そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、当行又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当行がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当行は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（1）に記載の当行の努力義務は、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当行は予想していない旨の証明書を当行が受託会社に対して交付した場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当行の義務を引き受ける会社をいう。

(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記( )又は( )に従う。

なお、転換価額は(注)2(2)と同様の調整に服する。

( ) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当行普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

( ) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、注5(2)と同様の制限を受ける。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を本新株予約権付社債の要項の定めに従い取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) 当行は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当行の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日		162,436		19,598		10,582

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,648,000	603	(注) 1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 159,392,000	159,392	(注) 1
単元未満株式	普通株式 1,396,342		(注) 3
発行済株式総数	162,436,342		
総株主の議決権		159,995	

(注) 1 1,000株につき、1個の議決権を有しております。

2 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄には、当行所有の自己株式が1,045,000株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75433口)が所有する当行株式が603,000株含まれております。

3 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が770株含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大分銀行	大分県大分市府内町 三丁目4番1号	1,045,000	603,000	1,648,000	1.01
計		1,045,000	603,000	1,648,000	1.01

(注) 他人名義所有株式数については、「従業員持株ESOP信託」制度の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行株式会社((従業員持株ESOP信託口・75433口)東京都港区浜松町二丁目11番3号)が所有しております。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(自平成26年10月1日 至平成26年12月31日)及び第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	126,790	129,902
コールローン及び買入手形	10,000	10,000
買入金銭債権	15,021	15,447
商品有価証券	14	37
金銭の信託	4,819	5,016
有価証券	1,049,786	1,078,885
貸出金	1 1,731,593	1 1,774,482
外国為替	3,923	4,259
リース債権及びリース投資資産	17,322	17,069
その他資産	14,744	15,815
有形固定資産	35,667	36,253
無形固定資産	6,809	5,883
退職給付に係る資産	8,481	10,133
繰延税金資産	1,397	1,385
支払承諾見返	17,792	19,894
貸倒引当金	37,358	32,112
資産の部合計	3,006,805	3,092,353
<b>負債の部</b>		
預金	2,528,443	2,530,935
譲渡性預金	136,292	198,980
コールマネー及び売渡手形	40,069	8,438
債券貸借取引受入担保金	14,824	39,169
借入金	41,592	30,790
外国為替	28	62
新株予約権付社債		12,055
その他負債	43,658	40,185
賞与引当金	1,072	286
退職給付に係る負債	10,641	10,111
役員退職慰労引当金	34	38
睡眠預金払戻損失引当金	1,485	1,155
繰延税金負債	173	9,729
再評価に係る繰延税金負債	5,759	5,757
負ののれん	7	
支払承諾	17,792	19,894
負債の部合計	2,841,878	2,907,590

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	19,598	19,598
資本剰余金	10,745	10,745
利益剰余金	102,658	111,182
自己株式	655	3,562
株主資本合計	132,346	137,964
その他有価証券評価差額金	21,999	35,796
繰延ヘッジ損益	1,172	1,133
土地再評価差額金	8,724	8,720
退職給付に係る調整累計額	1,545	1,410
その他の包括利益累計額合計	28,005	41,971
新株予約権	73	123
少数株主持分	4,501	4,704
純資産の部合計	164,927	184,763
負債及び純資産の部合計	3,006,805	3,092,353

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
経常収益	48,287	47,543
資金運用収益	27,113	27,586
(うち貸出金利息)	18,570	18,144
(うち有価証券利息配当金)	8,448	9,329
役務取引等収益	5,702	6,191
その他業務収益	7,628	7,740
その他経常収益	<sup>1</sup> 7,842	<sup>1</sup> 6,025
経常費用	33,303	34,078
資金調達費用	1,745	1,584
(うち預金利息)	802	688
役務取引等費用	1,080	1,106
その他業務費用	5,416	6,768
営業経費	24,582	24,344
その他経常費用	<sup>2</sup> 478	<sup>2</sup> 275
経常利益	14,983	13,464
特別利益	769	-
固定資産処分益	3	-
負ののれん発生益	765	-
特別損失	534	111
固定資産処分損	425	43
減損損失	66	68
持分変動損失	42	-
税金等調整前四半期純利益	15,218	13,352
法人税、住民税及び事業税	2,530	1,888
法人税等調整額	2,287	2,123
法人税等合計	4,817	4,011
少数株主損益調整前四半期純利益	10,400	9,340
少数株主利益	168	203
四半期純利益	10,232	9,137

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	10,400	9,340
その他の包括利益	1,885	13,974
その他有価証券評価差額金	1,545	13,800
繰延ヘッジ損益	339	38
退職給付に係る調整額		135
四半期包括利益	12,285	23,315
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	12,107	23,107
少数株主に係る四半期包括利益	178	207



## 【注記事項】

## (会計方針の変更)

## 1 退職給付に関する会計基準

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込額及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が404百万円増加、退職給付に係る負債が145百万円減少、利益剰余金が355百万円増加しております。また、当第3四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ146百万円増加しております。

## 2 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い

当行は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を第1四半期連結会計期間より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による四半期連結財務諸表への影響はありません。

## (四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

## 税金費用の処理

連結子会社の税金費用は、当第3四半期会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

## (四半期連結貸借対照表関係)

## 1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
破綻先債権額	2,017百万円	2,298百万円
延滞債権額	75,605百万円	57,158百万円
3ヵ月以上延滞債権額	百万円	百万円
貸出条件緩和債権額	4,071百万円	4,402百万円
合計額	81,694百万円	63,859百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

## (四半期連結損益計算書関係)

## 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
貸倒引当金戻入益	5,915百万円	4,328百万円

## 2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
株式等償却	63百万円	75百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	3,073百万円	2,743百万円
負ののれんの償却額	11百万円	7百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	665	4.00	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金
平成25年11月11日 取締役会	普通株式	499	3.00	平成25年9月30日	平成25年12月10日	利益剰余金

(注) 平成25年6月26日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が所有する株式に対する配当金4百万円を含んでおります。また、平成25年11月11日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が所有する株式に対する配当金2百万円を含んでおります。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	484	3.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金
平成26年11月10日 取締役会	普通株式	484	3.00	平成26年9月30日	平成26年12月10日	利益剰余金

(注) 平成26年6月26日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が所有する株式に対する配当金2百万円を含んでおります。また、平成26年11月10日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が所有する株式に対する配当金1百万円を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

報告セグメントごとの経常収益及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	41,347	5,817	47,164	1,424	48,589	302	48,287
セグメント間の 内部経常収益	139	471	611	420	1,031	1,031	
計	41,487	6,288	47,776	1,844	49,620	1,333	48,287
セグメント利益	14,183	224	14,408	569	14,977	6	14,983

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。  
2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務等であります。  
3 外部顧客に対する経常収益の調整額 302百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。  
4 セグメント利益の調整額 6百万円は、セグメント間取引消去であります。  
5 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

報告セグメントごとの経常収益及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	40,127	6,136	46,264	1,335	47,599	56	47,543
セグメント間の 内部経常収益	133	366	500	688	1,189	1,189	
計	40,261	6,503	46,764	2,024	48,788	1,245	47,543
セグメント利益	12,395	437	12,832	631	13,463	0	13,464

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。  
2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務等であります。  
3 外部顧客に対する経常収益の調整額 56百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。  
4 セグメント利益の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去であります。  
5 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。  
6 報告セグメントの変更等による事項  
会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更しております。  
当該変更により、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の「銀行業」のセグメント利益が146百万円増加しております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	2,348	2,360	11
地方債			
短期社債			
社債			
その他			
合計	2,348	2,360	11

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,248	1,257	8
地方債			
短期社債			
社債			
その他			
合計	1,248	1,257	8

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	31,776	49,816	18,039
債券	746,540	759,872	13,332
国債	350,160	356,175	6,015
地方債	102,516	105,082	2,566
短期社債			
社債	293,863	298,613	4,749
その他	230,095	232,007	1,912
合計	1,008,412	1,041,696	33,283

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	32,171	58,068	25,897
債券	686,897	704,297	17,400
国債	299,527	307,358	7,830
地方債	90,812	93,635	2,823
短期社債			
社債	296,557	303,304	6,746
その他	298,007	308,946	10,938
合計	1,017,076	1,071,312	54,236

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における時価のある有価証券の減損処理は、該当ありません。

当第3四半期連結累計期間における時価のある有価証券の減損処理は、該当ありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合であります。また、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、金融商品会計に関する実務指針に基づき当行が制定した基準に該当するものを時価が「著しく下落した」と判断しております。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

1 金利関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

該当ありません。

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

該当ありません。

2 通貨関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	26,631	825	825
	クーポンスワップ	177,866	60	60
	為替予約	82,406	272	272
	通貨オプション			
	その他			
合計			1,037	1,037

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	25,556	3,609	3,609
	クーポンスワップ	202,995	53	53
	為替予約	101,747	5,393	5,393
	通貨オプション			
	その他			
合計			8,949	8,949

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

3 株式関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

該当ありません。

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

該当ありません。

4 債券関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

該当ありません。

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

該当ありません。

5 商品関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

該当ありません。

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

該当ありません。

6 クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

該当ありません。

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	61.91	57.05
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	10,232	9,137
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る四半期純利益	百万円	10,232	9,137
普通株式の期中平均株式数	千株	165,267	160,161
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	61.82	56.49
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	232	1,573
うち新株予約権付社債	千株		1,217
うち新株予約権	千株	232	355
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要			

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株ESOP信託が所有する自己株式(前第3四半期連結累計期間1,042千株、当第3四半期連結累計期間655千株)を控除し、算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

中間配当(会社法第454条第5項の規定による金銭の分配)

第209期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当について、平成26年11月10日開催の取締役会において、平成26年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金総額	484百万円
1株当たりの中間配当金	3円00銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月10日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月6日

株式会社大分銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 本 野 正 紀
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内 藤 真 一
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 次 男
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大分銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大分銀行及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。